

30 相続定期預金「未来を紡ぐ」

2025年8月1日現在

商品名	相続定期預金「未来を紡ぐ」	
販売対象	相続手続き完了後、1年以内に、その相続により取得された資金を原資としてお預入れいただける個人のお客さま。	
対象定期預金	自由金利型定期預金<M型> スーパー定期預金・スーパー定期預金300	自由金利型定期預金（大口定期預金）
預入金額	100万円以上 （相続により取得された資金の範囲内）	1,000万円以上 （相続により取得された資金の範囲内）
	※他の金融機関で相続手続きを行い、お受取りされた資金も対象となります。 ※この定期預金のお預入れはお1人さま1店舗といたします。（被相続人お1人に対して1回申込み可能）	
預入期間	3か月 6か月 1年（自動継続のみ）	3か月 6か月 1年（自動継続のみ）
預入単位	1円単位	1円単位
預入方法	一括預入	一括預入
払戻方法	満期日以降に一括してお支払します。	満期日以降に一括してお支払します。
適用金利	スーパー定期店頭表示金利+0.30%	大口定期店頭表示金利+0.30%
	最新の店頭表示金利は窓口へご照会ください。 本金利の適用は初回満期日までとし、自動継続後は継続時の店頭表示金利となります。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。	
税金	お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （2037年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税されます。ただし、マル優を利用の場合は除きます。）	
付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。	—
	総合口座の担保とすることができます。	
中途解約時の取扱い	満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払します。	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> 相続により取得した資金でのお預け入れに限りです。 相続により取得した不動産や株式等の換金代金および死亡保険金もお預け入れ可能です。 相続により取得した資金でのお預け入れであることを確認できる以下①～③の書類が必要です。 ※当金庫で相続手続きをされた方は確認書類は不要です。 他金融機関で相続手続きをされた方は①～③の全てを確認できる書類が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 相続手続依頼書等の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し等 ②預入する方が相続人であることを確認できる書類 戸籍謄本の写し、遺言書の写し、遺産分割協議書の写し等 ③預入資金を相続により取得されたことを確認できる書類 相続手続依頼書等の写し、被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し、遺言書の写し、遺産分割協議書の写し等 	
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合にはこれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） ATM、インターネットバンキングサービスを利用したお預入れはできません。 金融情勢の変化等により商品内容を変更、またはお取り扱いを中止させて頂く場合がございます。 	
苦情処理措置・紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。	